

重要事項説明書（訪問看護）

あなたが利用しようと考えている訪問看護サービス・介護予防訪問看護サービス（以下「訪問看護サービス」という）について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1、訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	ALSOKライフサポート株式会社
代表者氏名	代表取締役社長 稲村 泰伸
本社所在地	大阪府枚方市楠葉花園町14番10号 (本社) 電話 072-868-0321

2、ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	ALSOKライフサポートくずはケア 訪問看護ステーション
介護保険 指定事業者番号	枚方市指定 2762490262
事業所所在地	大阪府枚方市楠葉花園町14番1号
連絡先 相談担当者氏名	連絡先電話 072-868-5750 ファックス番号 072-868-2121 (相談担当者) 管理者 井上 裕介
事業所の通常の 事業実施地域	枚方市・寝屋川市・交野市・八幡市・京田辺市・久御山町（大橋辺・北川顔・藤和田・島田・佐山・佐古・田井・下津屋）

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	指定訪問看護事業又は指定介護予防訪問看護事業（以下「指定訪問看護」という）の適正な運営を確保するために、人員及び運営管理に関する事項を定めて、指定訪問看護の円滑な運営管理を図り、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切な訪問看護サービスの提供を確保することを目的とします。
-------	--

運営方針	<p>事業所の看護師等は、利用者が、その有する能力に応じて、可能な限り、居宅にて自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身機能の回復を図るべく、計画的に、健康管理、医療処置、リハビリテーションその他の療養上のサービスや情報提供を行います。</p> <p>事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの緊密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。</p>
------	--

(3) 第三者による評価の実施状況

第三者評価受審の有無	有 ・ 無
------------	---

(4) サービス提供可能な日と時間帯

営業日	日曜日を除く毎日
営業時間	午前8時30分から午後5時30分

(5) 事業所窓口の営業日および営業時間

営業日	<p>下記の休業日を除く毎日 (休業日：土曜日、日曜日、国民の祝祭日、および12月31日～1月3日)</p>
営業時間	午前8時30分から午後5時30分

※上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とします。

(6) 事業所の職員体制

事業所の管理者	井上 裕介
---------	-------

職 種	職 務 内 容	人 員 数
管理者	事業所の職員の管理、訪問看護サービス利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。	1名
看護師	主治医の指示のもと、利用者の健康管理等を行う。	常勤換算で 2.5名以上
理学療法士 または作業療法士	主治医の指示のもと、リハビリテーションと、その他の指導等を行う。	1名以上

事務職員	訪問看護サービス事業所の運営に必要な事務処理等を行う。	1名
------	-----------------------------	----

3、提供するサービスの内容と料金および利用料について

(1) 提供するサービスの内容について

サービスの種類	サービスの内容
一般状態観察	体温、脈拍、呼吸および血圧等を測定
各種保清	身体の清拭、洗髪および入浴介助等
リハビリテーション	理学療法士、作業療法士または看護師によるリハビリテーションとその指導
介護指導、相談	福祉および医療に関する制度、サービス利用についての助言
各種処置	床ずれ、褥瘡等の処置
各種管理	カテーテル、胃ろう、カニューレ、内服の管理
排便コントロール	主治医の指示のもと、浣腸および摘便等の処置
電話等による看護に関する相談の24時間受付体制	

(2) 提供するサービスの料金とその利用料について（介護保険適用の場合）

サービス費用（介護給付の方）

区分	提供時間 提供時間帯	20分未満		30分未満	
		料金	利用料	料金	利用料
訪問看護	昼間	3,359円	336円	5,039円	504円
	早朝・夜間	4,205円	421円	6,302円	631円
	深夜	5,039円	504円	7,564円	757円
区分	提供時間 提供時間帯	30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満	
		料金	利用料	料金	利用料
訪問看護	昼間	8,806円	881円	12,069円	1,207円
	早朝・夜間	11,010円	1,101円	15,087円	1,509円
	深夜	13,214円	1,322円	18,104円	1,811円

区分	提供回数 提供時間帯	1日1回 (20分)		1日2回 (40分)		1日3回 (60分)	
		料金	利用料	料金	利用料	料金	利用料

リハビリ	昼間	3,060 円	306 円	6,120 円	612 円	8,249 円	825 円
	早朝・夜間	3,830 円	383 円	7,650 円	765 円	10,314 円	1,032 円
	深夜	4,590 円	459 円	9,180 円	918 円	12,379 円	1,238 円

※1回につき8単位減算後の金額です。

サービス費用（予防給付の方）

区分	提供時間 提供時間帯	20分未満		30分未満	
		料金	利用料	料金	利用料
訪問看護	昼間	3,242 円	325 円	4,825 円	483 円
	早朝・夜間	4,055 円	406 円	6,034 円	604 円
	深夜	4,868 円	487 円	7,243 円	725 円
区分	提供時間 提供時間帯	30分以上1時間未満		1時間以上1時間30分未満	
		料金	利用料	料金	利用料
訪問看護	昼間	8,495 円	850 円	11,663 円	1,167 円
	早朝・夜間	10,625 円	1,063 円	14,584 円	1,459 円
	深夜	12,743 円	1,275 円	17,494 円	1,750 円
区分	提供回数 提供時間帯	1日1回（20分）		1日2回（40分）	
		料金	利用料	料金	利用料
リハビリ	昼間	2,953 円	296 円	5,906 円	591 円
	早朝・夜間	3,691 円	370 円	7,383 円	739 円
	深夜	4,429 円	443 円	8,859 円	886 円

※リハビリについては、1回につき8単位減算後の金額です。

12ヶ月を超えた期間に介護予防訪問看護を行った場合

区分	提供回数 提供時間帯	1日1回（20分）		1日2回（40分）	
		料金	利用料	料金	利用料
リハビリ	昼間	2,632 円	264 円	5,264 円	527 円
	早朝・夜間	3,295 円	330 円	6,580 円	658 円
	深夜	3,948 円	395 円	7,896 円	790 円

※1回につき8単位減算後の金額です。

提供時間帯	早朝	昼間	夜間	深夜
時間帯	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで	午後10時から 午前6時まで

※提供時間帯は、サービスの提供開始時刻を基準とします。

(3) 別に、厚生労働省の定める特別な場合のサービス内容、サービスの料金と利用料について

介護保険適用の場合

加算	料金	利用料
緊急時訪問看護加算Ⅰ	6,420 円/月	642 円/月
緊急時訪問看護加算Ⅱ	6,141 円/月	615 円/月
特別管理加算(Ⅰ)	5,350 円/月	535 円/月
特別管理加算(Ⅱ)	2,675 円/月	268 円/月
ターミナルケア加算 (介護予防除く)	26,750 円	2,675 円
長時間訪問看護加算	3,210 円/回	321 円/回
複数名訪問加算Ⅰ(30分未満)	2,717 円/回	272 円/回
複数名訪問加算Ⅰ(30分以上)	4,301 円/回	431 円/回
複数名訪問加算Ⅱ(30分未満)	2,150 円/回	215 円/回
複数名訪問加算Ⅱ(30分以上)	3,391 円/回	340 円/回
初回加算Ⅰ	3,745 円/月	375 円/月
初回加算Ⅱ	3,210 円/月	321 円/月
退院時共同指導加算	6,420 円/回	642 円/回
看護・介護職員連携強化加算	2,675 円/回	268 円/回
サービス提供体制強化加算Ⅰ	64 円/回	7 円/回
サービス提供体制強化加算Ⅱ	32 円/回	4 円/回
看護体制強化加算Ⅰ	5,885 円/月	589 円/月
看護体制強化加算Ⅱ	2,140 円/月	214 円/月
専門管理加算	2,675 円/月	268 円/月
口腔連携強化加算	535 円/回	54 円/回
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算	
業務継続未策定減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算	

※上記の利用者負担額は1割の場合の金額です。但し、一定以上の所得のある方は負担割合に応じた額が自己負担額となります

医療保険適用の場合

①特別訪問看護指示書	主治医から、利用者の急性増悪等により、一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別訪問看護指示書の交付を受けた場合は、その交付の日から14日間に限り、介護保険での算定ではなく、医療保険での請求となります。
------------	---

②厚生労働省が定める疾病等

下記の疾病等にある利用者に対しては、介護保険ではなく、医療保険での請求となります。

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷又は人工呼吸器を使用している状態の利用者

※上記の医療保険適用の場合のサービス料金とその利用料は、別表「医療保険サービス料金及び利用料」参照。

(4) 料金の改定

介護保険に基づく料金とその利用料は、介護保険の改正や医療報酬の変更に伴い、変更される場合があります。

4. その他の費用について

訪問交通費	<p>利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、訪問のための交通費の実費を請求いたします。</p> <p>なお、それ以外の場合の交通費は次のとおりです。</p> <p>(1) 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道 20 km未満 550 円（本体価格 500 円）</p> <p>(2) 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道 20 km以上 1,100 円（本体価格 1,000 円）</p>	
キャンセル料	前日午後 5 時 30 分までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です。
	前日午後 5 時 30 分までにご連絡のない場合	1 提供あたり 1,100 円（本体価格 1,000 円）のキャンセル料を請求いたします。
※ただし、急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		
サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅等で使用する電気、ガス、水道、交通費等の費用	利用者の別途負担となります。	
衛生材料費等の実費	利用者の別途負担となります。	
医療保険給付対象サービス	保険費用負担分の料金となりますが、詳細は担当看護師等までご確認ください。	

個人情報開示 手数料等	個人情報開示手数料 1 件あたり 5,500 円 (本体価格 5,000 円)
衛生用品等	使い捨ての手袋等、感染を予防するための 備品について、当社が準備する以外のもの を希望される場合は、利用者自身でご準備 いただきます。

5、利用料、その他の費用の請求および支払い方法について

利用料、その他の 費用の請求	ア 利用料、その他の費用はサービス提供ごとに計算し、 利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日ま でに利用者あてにお届けします。
利用料、その他の 費用の支払い	ア 請求書の内容をご確認いただき、請求月の 27 日まで に、下記のいずれかの方法によりお支払いください。 (ア) 利用者指定口座からの自動振替 (イ) 事業者指定口座への振り込み (ウ) 現金支払い イ お支払いを確認しましたら、領収書をお渡します ので、必ず保管をお願いします。
領収書等の 再発行手数料	1 か月分あたり 550 円 (本体価格 500 円)

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い期日から 2 ヶ月以上遅延し、
さらに支払いの督促から 14 日以内にお支払いがない場合には、契約を解約
した上で、未払い分をお支払いいただくこととなります。

6、担当の看護師等の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当 看護師等の変更を希望される 場合は、右のご相談担当者ま でご連絡ください。	ア 相談担当者氏名 井上 裕介 イ 連絡先電話番号 072-868-5750 ウ 受付日および受付時間 事業所窓口の営業日および営業時間 となります。(2-(4)参照)
--	--

※ 担当の看護師等の変更に関しましては、ご利用者のご希望を尊重して調整を
行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望に沿えない場合もあり
ますことを予めご了承ください。

7、衛生管理等について

- (1) 訪問看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所
の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとします。
- (2) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる
措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委
員会を概ね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業

者に周知徹底します。

- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

8、業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

9、虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 井上 裕介
-------------	-----------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) 当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10、身体拘束について

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。やむを得ず行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- (2) 身体拘束等の適正化に関する基本方針を定めて委員会を設置し、従業者に対して研修を実施する等、身体拘束防止に取り組んでいます。

11、ハラスメントについて

利用者またはその親族などが、施設や施設職員または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為（介護現場におけるハラスメント対応マニュアルに定義する、身体的暴力（たたく等）及び精神的暴力（大声を発す

る、怒鳴る等)並びにセクシュアルハラスメント(必要もなく手や腕をさわ
る、性的なことを連想させる発言等のハラスメント行為を含む)を行い、その
状態が改善されない場合、サービスの中断や契約を解除する場合があります。

1 2、事業者の責務について

(1) 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家 族に関する秘密の 保持について	事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする 上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当 な理由なく、第三者に漏らしません。 この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続 します。
②個人情報の保護に ついて	事業者は、利用者及びその家族の個人情報について 「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係 事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイド ンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。 事業者は、利用者及びその家族から文書による同意を得 ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及び その家族に関する個人情報を用いません。 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含 まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって 管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するも のとはします。

(2) 事故発生時の対応、および賠償責任について

サービスの提供にともなって、万一事故が発生した場合には、速やかに利用者の
家族等、市町村、大阪府に連絡を行い、必要な措置を講じるとともに、事業者の
責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産等を傷つけた場合には、その
責任の範囲において、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、利用者に故
意または過失が認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものと
します。

市町村	市町村名	枚方市役所
	担当部・課名	健康福祉部福祉指導監査課
	電話番号	072-841-1468
	FAX 番号	072-841-1322

損害賠償責任保険への加入

保 険 会 社	損害保険ジャパン株式会社
保 険 内 容	介護賠償責任保険・看護職包括賠償責任保険

1 3、緊急時の対応方法について

サービス提供中に利用者に緊急の事態が発生した場合、あるいは居宅サービス
事業者等から利用者の病状急変等の連絡が入った場合、利用者の主治医にご連絡

するとともに、予め指定する緊急連絡先にも連絡を取り必要な措置を講じます。

14、サービス提供に関する相談、苦情等について

利用者からの相談、苦情等があった場合、事業者は、訪問等により事情を確認し事実関係の特定を慎重に行うとともに、相談・苦情等担当者は、その対応について検討を行い、必要に応じて関係者への連絡、調整を行います。また利用者へは、対応方法を含めた結果報告を速やかに行うものとします。

【事業者の窓口】 ALSOKライフサポート くずはケア 訪問看護ステーション 相談・苦情 虐待・ハラスメント 担当者：井上 裕介	所在地 〒573-1121 枚方市楠葉花園町14番1号 電話番号 072-868-5750 ファックス番号 072-868-2121 受付時間 午前8時30分～午後5時30分 (土・日・祝日を除く) ※上記時間外は電話による緊急連絡
【市町村の窓口】 枚方市役所健康福祉部 介護認定給付課	所在地 〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号 電話番号 072-841-1221 ファックス番号 072-844-0315 受付時間 午前9時～午後5時30分 (土・日・祝日を除く)
【市町村の窓口】 八幡市役所 健康部高齢介護課	所在地 〒614-8501 京都府八幡市八幡園内75 電話番号 075-983-1111 ファックス番号 075-982-7988 受付時間 午前8時30分～午後5時15分 (土・日・祝日を除く)
【市町村の窓口】 京田辺市 健康福祉部 高齢者支援課	所在地 〒610-0332 京田辺市興戸犬伏5番地の8 電話番号 0774-63-1307 ファックス番号 0774-63-5777 受付時間 午前8時30分～午後5時15分 (土・日・祝日を除く)
【市町村の窓口】 久御山町役場民生部福祉課	所在地 〒613-8585 久世郡久御山町島田ミスノ38番地 電話番号 075-631-9902 ファックス番号 075-632-5932 受付時間 午前8時30分～午後5時15分 (土・日・祝日を除く)
【市長村の窓口】	

15、重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「枚方市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（枚方市条例第48号）」、「枚方市指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（枚方市条例第49号）」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府枚方市楠葉花園町14番10号
	法人名	ALSOKライフサポート株式会社
	代表者名	代表取締役社長 稲村 泰伸 印
	事業所名	ALSOKライフサポートくずはケア訪問看護ステーション
	説明者氏名	印

上記重要事項について事業者から説明を受け同意の上、本書面を受領しました。

利用者	住所	
	氏名	印
代筆人	氏名	続柄（ ）
代理人	住所	
	氏名	印